

第6次豊川市総合計画改訂方針

1 計画改訂の趣旨

本市は、昭和47年以来、6次にわたりまちづくりの長期指針として総合計画を策定してきました。平成28年度から続く第6次豊川市総合計画では、「光・緑・人 輝くとよかわ」を都市の将来像に掲げ、それを実現するための多くの施策に取り組んでいます。

国や地方を取り巻く社会、経済情勢が日々変革する中、本市は、平成の合併により人口約18万人の都市になりました。今後は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を背景とし、多くの課題に直面することが想定されます。

いっそう活気があり、住みよさを実感できるまちを目指して、持続的な発展を支えていくためには、これまでに市民と共に築いてきたまちの豊かさを礎として、限られた財源を有効に活用した効率的で堅実な行政運営と、市民との連携や協働によるまちづくりを更に進めていく必要があります。

目標年次である令和7年度の間年次を迎えることから、近年の経済活動や社会情勢の変化、最新の人口推計データや各種関連計画の整合性及び新たな国・県の動向等を踏まえ、今後のまちづくりの方向性や方策を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針として、総合計画の改訂を実施します。

2 計画改訂の基本的考え方

第6次豊川市総合計画は、次の考え方に基づき改訂します。

- ① 策定以降における取組内容の中間評価を踏まえ、「基本計画」の見直しを実施します。
- ② これまでのまちづくりの成果を引き継ぐとともに、少子高齢化や人口減少への対応を意識し、特に「定住・交流」の推進に係る施策の展開に主眼を置き、「マニフェスト工程計画」及び「第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るとともに、SDGsの考え方を反映した内容とします。
- ③ 普通交付税における合併算定替特例の終了など、今後も厳しい財政状況が想定されることから、的確な財政見通しと経営的な視点に立つ選択と集中により、有効性と効率性に留意した計画とします。
- ④ 施策相互の関連づけにより総合的な効果を高めることを目指すとともに、目

標と実現手段の明確化により施策の達成状況を確認できる計画とします。

- ⑤ 国、県等の計画及び広域的な諸計画との整合を図った計画とします。
- ⑥ 本市が求める将来像を市民と行政が共有できるよう、パブリックコメントを実施します。

3 策定体制 ※【第6次豊川市総合計画改訂体制図】（P3）参照

（1）市民参画

パブリックコメント

総合計画改訂案について、市民、市内在勤・在学者等に意見をいただくパブリックコメントを実施します。

（2）審議機関

豊川市総合計画審議会条例に基づき豊川市総合計画審議会を設置します。

より広く市民に意見をいただくために、市民公募による委員（2名）を選任しました。

（3）市議会への報告・提案

総合計画審議会に提出する資料と議事内容を市議会に報告し、議員からの意見は、審議会の議論に反映するとともに、計画改訂案について提案します。

（4）庁内策定体制

① 企画調整会議

副市長、教育長、病院事業管理者、部長級職員で構成し、基本計画の改訂素案を審議して計画原案を作成します。

② 職員意見募集

改訂素案について、職員を対象とする意見募集（庁内パブリックコメント）を行い、各セクションにおける議論に反映させます。

③ 事務局

第6次豊川市総合計画改訂に係る全般調整等の事務は、企画部企画政策課が担当します。

4 策定スケジュール

別添参照（スケジュールは予定であり、変更する可能性があります。）

【第6次豊川市総合計画改訂体制図】

